

# 金沢市物価高騰緊急対策福祉施設等食材料費補助金について (障害福祉サービス事業所等)

金沢市障害福祉課

## 1. 趣旨

物価高騰に対する緊急対策として、本市の福祉施設等に対し食材料費等に係る補助を行います。

## 2. 対象事業所・補助金額等

- 補助対象者は、令和7年7月1日時点（基準日）において、障害者総合支援法等に基づき金沢市内に所在する障害福祉サービス事業所等を運営する事業者とします。
- 令和7年7月1日から令和7年9月30日までの期間に係る食材料費等を対象に、補助金を交付します。
- 食材料費等とは、食材料の購入費や給食委託費など利用者への食事提供に係る費用とします。
- 補助金の額は、事業所等ごとに下表に掲げる補助単価に、令和7年7月1日時点の定員数を乗じた額（当該額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とします。

【通所系施設等】補助単価 1,650円 × 令和7年7月1日時点の定員数

【入所・居住系施設等】補助単価 3,350円 × 令和7年7月1日時点の定員数

区分	補助対象施設等	補助単価
障害福祉 サービス 事業所等	<ul style="list-style-type: none"><li>・療養介護を行う事業所</li><li>・生活介護を行う事業所</li><li>・自立訓練（機能訓練・生活訓練）を行う事業所</li><li>・就労継続支援（A型・B型）を行う事業所</li><li>・就労移行支援を行う事業所</li><li>・地域活動支援センター</li><li>・日中一時支援を行う事業所</li><li>・児童発達支援を行う事業所</li><li>・放課後等デイサービスを行う事業所</li></ul>	1,650円
	<ul style="list-style-type: none"><li>・短期入所（空床型を除く。）を行う事業所</li><li>・共同生活援助を行う事業所</li><li>・障害者支援施設</li><li>・福祉ホーム</li><li>・障害児入所施設（医療型・福祉型）</li></ul>	3,350円

## 【申請上の注意事項】

- ・同一所在地で一体的にサービスが提供されている場合（多機能型）は、合わせて1事業所とします。
- ・共同生活援助を行う事業所（グループホーム）の住居追加分は、本体住居と合わせて1事業所とします（定員数を合算）。
- ・補助事業者の運営している福祉施設等のうち、障害者総合支援法等により指定の取消し、その他これらの類する処分を受けた場合、又は、令和7年7月1日時点において運営を休止している場合は、当該福祉施設等にかかる補助金は交付対象外となります。
- ・介護保険法に基づくサービスの指定を受けている福祉施設等については、同様の補助を実施していますが、別途申請が必要になります（申請先：金沢市介護保険課）。

## 3. 申請手続

申請は、事業者（運営法人単位）です。複数の障害福祉サービス事業所等を運営する法人は、とりまとめてご提出ください。

### （1）申請方法

原則、電子申請システムで申請書と添付書類を提出してください。

#### 【宛先】電子申請システム：

<https://ttzk.graffer.jp/city-kanazawa/smart-apply/apply-procedure/6382661836875254331>

### （2）申請書類と添付書類

①申請書（記載例を必ずご確認ください）

②添付書類

食材料費等実績額の支出が確認できるもの：

食材料の購入費や給食委託費など食事提供に係る総勘定元帳、領収書（写）、通帳（写）など



対象期間：令和7年7月1日～令和7年9月30日分

- ※ 領収書（写）など支払金額及び支払済みであることを確認できる書類には、対象経費の額を確認するため、**マーカーやメモ書き等で該当箇所を明示**してください。当該書類に対象外の経費が含まれている場合は、内訳書等を添付してください。
- ※ 通帳の写しの場合は明細の分かる納品書や請求書等も添付
- ※ 複数のサービス種別が違う事業所で、請求が一括となっている場合は、経費の按分表を添付してください。

③請求書

#### (4) 申請書の審査

- 申請書の記載内容について、担当者から確認のご連絡をさせていただく場合があります。
- 申請書の審査の結果、補助金の交付が決定した場合は、補助金交付決定及び額確定通知書を電子メールにて交付決定通知書を申請者へ送付します。

#### (5) 補助金の支払い

申請受付から支給までは2か月程度を予定しています。2か月を経過しても振り込みがない場合は、以下までお問合せください

### 4. 申請期間

令和7年10月31日まで(※申請書類一式は原則電子申請システムでご提出ください)

### 5. 関係書類の保存について

当該補助金に係る関係書類（電子データを含む）は、5年間（令和12年10月31日まで）の保管をお願いいたします。

### 6. お問い合わせについて

電話でのお問い合わせが混み合う可能性があるため、ご不明点などは電子メールにてお問い合わせくださるようお願いいたします。

#### (お問い合わせ先)

金沢市障害福祉課 事業者管理係 金川・荒木

電話：076-220-2289 FAX：076-232-0294

電子メール：[syoufuku@city.kanazawa.lg.jp](mailto:syoufuku@city.kanazawa.lg.jp)